

特別障害給付金請求書

- この請求書は、住所地の市役所、区役所あるいは町村役場にご提出ください。
- 裏面の【ご注意いただきたいこと】をお読みいただいてから、ご記入ください。
- 「☆」欄は、記入の必要はありません。
- 黒インクのボールペンで記入してください。

☆受給資格者番号

--

*基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

個人番号(または基礎年金番号)											
(フリガナ)					生年月日		1. 明治 3. 大正 5. 昭和			年 月 日	
氏名		(氏)			(名)			自宅の電話番号()-()-()			
住所		郵便番号			☆住所コード		(フリガナ)			市区 町村	
支払機関 (※)	(ア) 口座振込	金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)		☆コード	銀行 (フリガナ)		本店	1普通		預金通帳の口座番号 (右詰でご記入ください)	
		ゆうちょ銀行		都道府県名 (フリガナ)	金庫 信組		支店 出張所	2当座		金融機関の証明	
	ゆうちょ銀行		通帳記号		通帳番号 (右詰でご記入ください)		本所 支所 本店 支店		貯蓄口座は振込できません。		
	(イ) 受取金		支払店の所在地		郵便番号		(フリガナ)		ゆうちょ銀行 (または郵便局) の証明		

(※) 支払機関について、(ア)口座振込または(イ)現金受取を選択し、いずれかにご記入ください。(イ)現金受取を選んだ場合は、ゆうちょ銀行(または郵便局)の証明は必要ありません。なお、選択できる郵便局は、国庫送金を取り扱う郵便局に限られます。現金受取を選んだ場合は、指定したゆうちょ銀行の店舗(または郵便局)での現金受け取りとなりますので、口座振込の振込日より受け取りが数日遅くなります。

「個人番号または基礎年金番号」欄を記入していない方は、次のことにお答えください。(記入した方は回答の必要はありません。)

過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。

「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号をご記入ください。	ある	ない
--	----	----

厚生年金保険		国民年金	
船員保険			

A	ア	イ
障害の原因である傷病の初診日は、次のどちらですか。アまたはイを○で囲んでください。	ア. 配偶者が被用者保険に加入していた期間であった(※)	イ. 学生であった

(※) 配偶者が厚生年金保険や共済年金(通算老齢年金及び通算退職年金を除く。)の受給権を有していた、あるいは受給していた場合や、国会議員及び地方議会議員であった場合も含まれます。

上記Aで「ア. 配偶者～」に○をした方はご記入ください。

配偶者の個人番号または基礎年金番号(※)

(フリガナ)					生年月日		1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成			年 月 日		
配偶者の氏名		(氏)			(名)			年金コード			①	②

配偶者が厚生労働省が所管する制度の年金を受給している場合は、その年金コードをご記入ください。

(※) 配偶者の基礎年金番号が交付されていない場合や配偶者が共済組合の加入員等であった場合は、裏面右の請求に必要な書類9から11までをご覧ください。

上記Aで「イ. 学生であった」に○をした方はご記入ください。

(フリガナ)		所在地 (フリガナ)		市区 町村
学校の名称		所在地		市区 町村
在学期間	昭和・平成	年 月 日	～昭和・平成	年 月 日

所在地は、なるべく詳細にご記入ください。

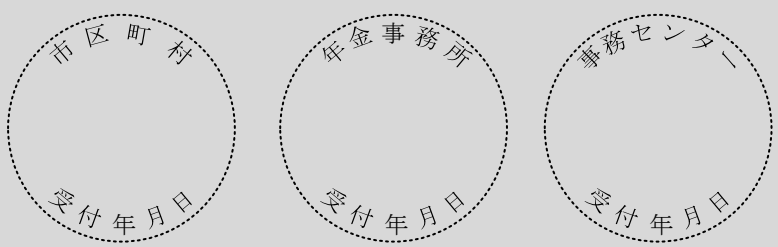
☆

X線フィルムの送付	
有・無	枚
X線フィルムの返送	
年 月 日	

☆

連絡欄

☆受付番号等



*個人番号(マイナンバー)をご記入いただいた場合は、上記Aで「イ. 学生であった」方に限り、住民票または戸籍の抄本の添付は不要です。

必ずご記入ください

障害の原因である傷病について	傷病名	1	2	3
	傷病の発生した日	昭和・平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
	初診日	昭和・平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日

右に示す制度の障害年金の受給権を有しているときは、その制度の番号を○で囲んでください。請求中の時も同様です。

1. 厚生年金保険法	2. 国民年金法	3. 船員保険法
4. 国家公務員共済組合法	5. 地方公務員共済組合法	
6. 私立学校教職員共済法	7. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法	

B

あなたは、現在、公的年金制度等（右ページの別表参照）から給付を受けていますか。○で囲んでください。

1. 受けている	2. 受けていない	3. 申請中
----------	-----------	--------

受けていると答えた方は、下欄に必要事項をご記入ください。

制度名（別表参照）	給付の種類	年 月 日	年金証書の年金コード、記号番号
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	

「給付の種類」とは、老齢、退職、遺族または労災補償をいいます。制度によって支給調整の対象とならない給付の種類もあります。

あなたは、現在、市区町村から経過的福祉手当の給付を受けていますか。○で囲んでください。

1. 受けている	2. 受けていない
----------	-----------

特別障害給付金を受給すると経過的福祉手当の受給資格は喪失します。

☆制度	☆年金、共済組合コード・年金種別	☆年金額（年額）
	☆他年金種別	

☆	初診年月日	傷病コード	診断書	等級	有	有	年
	元号 年 月 日						元号

☆	受付年月日	状態	決定年月日
	元号 年 月 日		元号 年 月 日

☆【ご注意いただきたいこと】

- 請求にあたって
 - 1 給付金は、請求月の翌月分から支給いたします。4月にご請求いただいた場合には翌月の5月分からの支給となります。
 - 2 必要な書類等が全て揃わない場合であっても、請求書の受付を行います。後日、不足している必要書類等をご提出いただきますようお願いいたします。
 - 3 診断書については、請求書の受付日前後から3ヶ月以内に作成されたものを添付してください。書類の再提出にあたっては、請求書の受付後、必要書類等の準備に時間がかかった場合でも、支給が決定されれば、請求月の翌月分から支給いたします。
 - 4 必要な書類等を整えていただきながら、審査の結果、支給の要件に該当しない場合、あるいは支給の要件の確認ができないために不支給となる場合があります。必要な書類をご用意いただくための費用はすべて自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。
 - 5 障害の状態の審査及び認定にかかる事務は、過去の状況を確認するためお時間をいただく場合があります。個々のケースにもよりますが、支給の決定まで数ヶ月かかることもありますので、あらかじめご了承ください。なお、支給が決定されれば、請求月の翌月分までさかのぼって支給いたします。
 - 6 ご本人の所得が一定の額以上であるときは、全額または半額が支給制限となります。
 - 7 別表の制度から老齢・遺族年金、労災補償等を受給されている場合（制度によって支給調整の対象とならない給付の種類もあります。）には、特別障害給付金の額からその受給額分を差し引いた額が支給となります。（その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。）
 - 8 経過的福祉手当を受給されている方は、特別障害給付金を受給すると経過的福祉手当の受給資格は喪失します。
 - 支払について
 - ① 偶数月に前月までの分をお支払いいたします。（初回の支払など特別な場合は、奇数月に前々月までの分をお支払する場合があります。）
 - ② 支払のお知らせ（国庫金振込通知書及び国庫金支払通知書）は、支払を行う月の14日（※）に発送いたします。
 - 口座振込を選択された方の入金予定日は、15日ですが、当日中に入金完了しない場合があります。
 - 現金受取を選択された方は、国庫金支払通知書がお手元に届いてから受け取りが可能となります。
- ※ 14日が土曜、日曜、祝日の場合は、それ以前の平日に発送いたします。

別表 (B 欄用)

- | | | |
|---------------------------------------|----------------------|-------------------------|
| ア. 国民年金法 | イ. 厚生年金保険法 | ウ. 船員保険法 (昭和61年4月以降は除く) |
| エ. 国家公務員共済組合法 (改正前の長期給付に関する施行法を含む。) | | |
| オ. 地方公務員共済組合法 (改正前の長期給付に関する施行法を含む。) | | |
| カ. 私立学校教職員共済法 | キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法 | ク. 恩給法 |
| ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例 | コ. 八幡共済組合 | サ. 執行官法附則第13条 |
| シ. 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法 | | ス. 国会議員互助年金法 |
| セ. 戦傷病者戦没者遺族等援護法 | ソ. 未帰還者留守家族等援護法 | タ. 労働者災害補償保険法 |
| チ. 国家公務員災害補償法 | ツ. 地方公務員災害補償法 | |
| テ. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律 | | |

確認欄

【この請求書に添付が必要な書類】 「*」印の付いた書類は、所定の様式となります。

- 1 年金手帳または基礎年金番号通知書 (添付できないときは、その理由書)
- * 2 障害の原因となった傷病にかかる診断書 (次に該当する場合は、複数の診断書が必要となります。)
 - 障害の原因となった傷病が複数ある場合、各傷病についての診断書
- 3 レントゲンフィルム (次の①～③の傷病の場合) 及び心電図所見のあるときは心電図の写し
 - ①呼吸器系結核、②肺化のう症、③けい肺 (これに類似するじん肺症を含む。)
 - ※①～③以外の傷病であっても審査に際し、レントゲンフィルムが必要となる場合があります。
- * 4 病歴・就労状況等申立書
- * 5 受診状況等証明書 (2の診断書が初診時に治療を受けた病院と異なる場合に必要となります。)
- * 6 特別障害給付金所得状況届 (個人番号 (マイナンバー) を記入した場合は、添付を省略できます。)
- 7 公的年金制度等から年金等を受給している場合、その受給額を明らかにする書類
 - 対象となる公的年金制度等は、上記別表のとおりです。
 - 受給額を明らかにする書類とは、現在の年金受取額がわかる年金額改定通知書の写などです。
 - 上記別表のア、イ、ウの年金にかかる当該書類は省略することができます。
- 8 振込先の金融機関通帳 (本人名義のもの、写し可)、キャッシュカード及び金融機関が発行する書類のコピー等 (インターネット専業銀行等の場合には、インターネットからプリントアウトしたもの等) 請求書に金融機関の証明がある場合は不要です。

◎初診日において配偶者が被用者年金制度等に加入中などであった方 (裏面※1を参照) が、上記1～8に加えて必要となる書類

- 9 戸籍の謄本または抄本 (生年月日及び婚姻年月日確認のため)
- 10 年金加入期間確認通知書 (共済用) (初診日において配偶者が共済組合の加入員であった場合、または、共済組合の退職年金の受給資格を満たしていた場合に必要となります。)
- 11 共済組合の年金証書の写 (初診日において配偶者が共済組合の退職・障害年金受給者であった場合に必要となります。)
- 12 その他、初診日において配偶者の公的年金等の加入・受給の状況を明らかにすることができる書類が必要となる場合があります。

◎初診日において学生であった方 (裏面※2を参照) が、上記1～8に加えて必要となる書類

- 13 生年月日についての市区町村長の証明書 (住民票 (コピー不可) など) または戸籍の抄本 (この特別障害給付金請求書に個人番号 (マイナンバー) を記入された場合は、省略することができます。)
- 14 在学 (籍) 証明書
- * 15 在学内容の確認にかかる委任状 (国民年金法上の適用を確認するにあたり、在学 (籍) 証明書では在学期間や在学の状況等が確認できない場合、請求者に代わって日本年金機構が学校に照会を行うために必要な書類となります。 (廃校となっている場合は不要です。 「参考書類②参照」))
- ※ その他、受診状況等証明書を添付できないなどの理由により①初診日の確認ができない場合、在学していた学校が廃校となっているため②在学証明書を添付できない場合においては、以下の参考書類の提出をお願いいたします。

<参考書類>

①初診日の確認ができない場合

この給付金と同一傷病の身体障害者手帳が交付されている場合は、その交付申請時の診断書の写、国民健康保険・健康保険の給付記録の写、交通事故証明書の写、入院記録及び診察受付簿・地方自治体の健康診断の記録の写など。これらの書類では事実確認できない場合や、これらの書類がない場合は、初診日当時の状況を把握している複数の第三者各々の証明。

- ②在学 (籍) 証明書を添付できない場合 (在学していた学校が廃校となっている場合に限り。)
- 卒業証明書の写、卒業証書の写、成績通知票の写、その他に在学していたことを明らかにすることができる書類。

<添付書類の取扱いについて>

- 添付書類は、「コピー可」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
- 戸籍謄本、住民票等 (年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。) の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。 (第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。)

【特別障害給付金制度について】

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として、この「特別障害給付金制度」が創設されました。

1. 支給の対象となる方

(1) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金制度等（※1）の配偶者

(2) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生（※2）

であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（※3）があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象となります。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。（65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります。）

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

また、給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。

（※1）被用者年金制度等の配偶者とは、以下のいずれかの場合となります。

- ① 被用者年金制度（厚生年金保険、共済組合等）の加入者の配偶者
- ② 上記①の老齢給付受給権者及び受給資格期間満了者（通算年齢・通算退職年金を除く）の配偶者
- ③ 上記①の障害給付受給権者の配偶者
- ④ 国会議員の配偶者
- ⑤ 地方議会議員の配偶者（ただし、昭和37年12月以降）

（※2）国民年金任意加入であった学生とは、以下を目安としてください。

次の①又は②の昼間部に在学していた学生（定時制、夜間部、通信を除く。）

- ① 大学（大学院）、短大、高等学校及び高等専門学校
- ② また、昭和61年4月から平成3年3月までは、上記①に加え、専修学校及び一部の各種学校

（※3）障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

2. 支給額（令和3年度）

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額52,450円（2級の1.25倍）

〃 2級相当に該当する方：月額41,960円

- 支給額は、毎年度物価指数の変動に連動して見直しされます。
- ご本人の所得が一定の額以上であるときは、支給が全額又は半額に制限される場合があります。
- 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額を支給いたします。（その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。）
- 経過的福祉手当を受給されている方は、特別障害給付金が支給され、経過的福祉手当の受給資格は喪失します。
- 給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分から支給いたします。
- 支払いは、年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）です。前月までの分を支給いたします。（初回支払いなど、特別な場合は、奇数月に前々月までの分の支払いを行う場合もあります。）

3. 請求手続の窓口

請求の窓口は、住所地の市区役所・町村役場です。

なお、特別障害給付金の受給資格の審査及び認定に係る事務は、日本年金機構が行います。

4. 請求に必要な書類

裏面右の【請求に必要な書類】をご覧ください。

5. ご注意いただきたいこと

裏面左の【ご注意いただきたいこと】をご覧ください。

6. その他

国民年金の第1号被保険者である方が、この特別障害給付金の支給を受けたときには、申請により国民年金保険料の免除を受けることができます。免除の申請は、この特別障害給付金と同様に住所地の市区役所・町村役場で受け付けいたします。